

「人権相談所」と「心配ごと(弁護士)相談所」 を合同開設します!

人権相談所 人権推進課(総合センター) Tel. **64-1126**
心配ごと(弁護士)相談所 湯浅町社会福祉協議会 Tel. **63-5175**

湯浅町では、人権意識の普及、高揚を図るため、さまざまな取組を行っています。次のとおり人権擁護委員による「人権相談所」と湯浅町社会福祉協議会による「心配ごと(弁護士)相談所」を合同開設します。相談費用は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。



- 開設日 2月7日(木)
- 開設場所 湯浅町地域福祉センター(湯浅町栖原126)
- 人権相談所 9時30分～16時
- 心配ごと相談所 9時30分～11時30分
- 弁護士相談所 13時～16時

※事前予約は1月10日(火)からの受付となります。

※弁護士相談を希望される方は、相談内容を取りまとめる必要がありますので、必ず心配ごと相談所(9時30分～11時30分)にお越しください。受付件数は10件までとなります。

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

1月28日(土)「町民人権学習会講演会」を開催します!

12月号でもお知らせしましたが、例年、町行政・教育委員会・人権尊重委員会が主催し、町内各所で実施している「町民人権学習会」について、コロナ禍の状況等を踏まえ、令和4年度は講演会形式で実施します。

講師に、テレビ等でご活躍の弁護士 **菊地 幸夫**氏をお迎えし、

『人を許す時が自分を高める時』と題してご講演いただきます。

事前申込が必要ですので、お早めにお申込みください。

- 日時 1月28日(土) 13時30分～15時(開場13時)
- 定員 100名(申込多数の場合は抽選)
- 会場 湯浅えき蔵3階 地域交流センター
- 対象 湯浅町内に在住、在勤又は在学の方
- 申・問 1月16日(月)までに人権推進課(総合センター内)へ
TEL64-1126または63-4152、FAX63-3792



1月28日(土) 町民人権学習会講演会(菊地幸夫氏)参加申込書

お名前	ご連絡先	
ご住所	手話通訳を希望する・しない	一時保育を希望する・しない

湯浅町障がい者を理由とする差別をなくす条例に基づく模範事業者を募集します

問 福祉課福祉係 ⑩番窓口 Tel.64・1120

湯浅町では、平成30年4月1日に「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」を施行し、誰もが住みやすいまちづくりを進めています。

●対象事業者
湯浅町に事業所があり、障がいを理由とする差別をなくすための活動に積極的に取り組んでいる事業者

●応募例
・段差を解消しスロープに改装した
・障がいのある方を積極的に雇用している
・代筆や車いすの対応など職員研修を実施している
・来店できない方のために配達や送迎を行っている等

●応募方法
自薦、他薦を問いませんので、福祉課福祉係までご連絡をお願いします。

●応募締切
2月3日(金)

湯浅町在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にご協力ください

問 福祉課介護保険係 ⑫番窓口 Tel.64・1120

町民の方を対象に「湯浅町在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施を今月末より予定しています。

調査票がお手元に届きましたら、ご回答いただきますようお願いいたします。

この調査は、令和6年度からの湯浅町第9期介護保険事業計画及び第10次老人福祉計画の策定のために、高齢者の日常生活、健康状態、社会参加の状況などを把握し、介護保険や介護予防、その他の高齢者福祉サービスの参考とするために実施するものです。

介護に関する地域のニーズを計画に反映させるための大切な調査です。ご協力の程、よろしくお願いします。

●調査対象者

- ・湯浅町在宅介護実態調査
在宅で介護を受けられている方200名(無作為抽出)
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
町内にお住まいの65歳以上の方800名(無作為抽出)

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査票のお願い

この調査は、令和6年度からの湯浅町第9期介護保険事業計画及び第10次老人福祉計画の策定のために、高齢者の日常生活、健康状態、社会参加の状況などを把握し、介護保険や介護予防、その他の高齢者福祉サービスの参考とするために実施するものです。

ご回答いただきますようお願いいたします。

調査票は、ご記入のうえ3つ折りし、封筒の裏面に記入して、2月7日(木)までに届けてください。

記入日 年 月 日
(総務課介護保険係へ送付してください)

1. お名前
2. 住所
3. 電話番号
4. 性別
5. その他

湯浅町 福祉課 介護保険係
電話(直通) 64-1120

湯浅町在宅介護実態調査

【調査票】

●調査にご協力ください●
この調査は、湯浅町の高齢者の生活実態を把握し、介護保険事業の改善に資するために行う調査に必要となります。回答が不十分の場合は、調査結果に影響を及ぼす可能性があります。ご協力をお願いします。

調査票は、ご記入のうえ3つ折りし、封筒の裏面に記入して、2月7日(木)までに届けてください。

記入日 年 月 日
(総務課介護保険係へ送付してください)

1. お名前
2. 住所
3. 電話番号
4. 性別
5. その他

湯浅町 福祉課 介護保険係
電話(直通) 64-1120